

呉監公示第3-20号  
令和3年7月28日

佐伯基地分遣隊構内自動電話交換装置の借りに係る契約希望者募集要項

佐伯基地分遣隊構内自動電話交換装置の借りに係る契約について公募を実施するので、参加希望者は下記に基づき資料等を提出して下さい。

(公募実施権者)  
分任支出負担行為担当官  
海上自衛隊呉地方総監部経理部長

記

1 調達品目等

令和4年3月1日～令和8年2月28日における、佐伯基地分遣隊構内自動電話交換装置の借りに係る

2 公募に参加できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省において指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められ、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (5) 平成31・32・33年度又は令和01・02・03年度競争参加資格(全省庁統一資格)の第1項に関する項目及び中国並びに九州地域の競争参加資格を有すること又は経営の規模及び経営の状況がそれと同等であること。
- (6) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。

- (7) 法令による許認可及び法的資格が必要な場合、当該許可証等を契約締結日までに取得できること。
- (8) 調達しようとする装備品の要件（別紙第2）を満たすこと。
- (9) 調達しようとする装備品の性能を保証できること。
- (10) 借り上げ期間48か月の契約とし、履行開始日令和4年3月1日に対応できること。
- (11) 調達しようとする装備品に関する技術資料を入手できること。
- (12) 調達しようとする装備品について納入後の不具合に関する対応が迅速かつ継続的に可能なこと。
- (13) 本事業の履行能力を有すること。
- (14) 本事業を効率、かつ、効果的に実施できる技術を有していること。
- (15) 本事業に必要な次の要件を有するか、契約締結日までに有することができること。
  - (ア) 一般管理  
安全、工程管理、品質保証及び保全に関する能力
  - (イ) データ管理  
各種整備データの記録及び管理、官が要求する各種提出書類（報告書）作成に関する能力
- (16) 現在NTT・TCリースから借上げているBL3000CTI音声自動電話交換装置01（以下「現用交換装置」という。）の運用を阻害することなく、新交換装置の設置調整を行い、令和4年3月1日の運用切替に対応できること。
- (17) 本事業に必要な調整試験を実施できること。
- (18) 当該役務の一部を下請企業に委託する場合は、委託させる業務に応じて本項第6号から第17号の項目を満たすこと。

### 3 参加表明書及び技術資料の提出

- (1) 応募する者は、別紙第1に示す「参加表明書」及び次に掲げる資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、過去5年以内に呉地方総監部経理部長に提出した技術資料と、本年度の技術資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで技術資料の提出を省略することができる。また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

- ア 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- イ 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）
- ウ 官公庁における同一又は類似案件の過去5年間の受注実績一覧表（実績がない場合は省略できる。）
- エ 調達しようとする装備品の性能要目及び試験データ等を保証できることを証明する書類
- オ 調達しようとする装備品の要件を満たす資料
- カ 調達しようとする装備品に関する技術資料を入手できることを証明する書類
- キ 調達しようとする装備品の納入後の不具合に係る人員構成及び技術者派遣体制を示す書類
- ク 現用交換装置との切替が令和4年3月1日に対応できる工事工程表等
- ケ 本事業に必要な前項第15号及び、第16号を証明する書類
- コ 本事業に必要な調整試験を実施できること、並びに調整試験に要する機械器具、設備及び技術等を証明する書類
- サ 本事業に対応した所要の能力を有する技術者を確保できることを証明する書類
- シ 下請企業に業務を一部委託させる場合は、下請（予定）企業一覧等
- ス 本事業の一部を下請業者に委託する場合は、委託業務に応じて本項の必要項目を証明できる書類
- セ 調達しようとする事業と同等又は類似事業の受注実績（別紙第3）。ただし受注実績のない者については、省略することができる。
- ソ 法令による許認可及び法的資格が必要な場合、当該許可証等の写し

(2) 提出先

海上自衛隊呉地方総監部経理部契約課審査係  
〒737-8554  
広島県呉市幸町8番1号  
0823-22-5511（内線2254）

(3) 提出期間

令和3年7月30日（金）～令和3年8月30日（月）

なお、新たに体制・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

(4) 提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までとする。

(5) 提出部数

参加表明書2部、技術資料1部

4 技術資料の審査等

- (1) 技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊・機関の担当者から提出資料について説明を求められた場合には協力しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。
- (2) 技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊・機関の担当者から検査・修理設備及び体制等の調査のために協力依頼があった場合には、当該工場等への立入を含め、調査に協力しなければならない。

5 応募者に対する審査結果の通知

公募実施権者は、資格審査結果及び技術審査結果を、応募者に対し通知する。

6 疑義の申立

- (1) 審査結果に疑義のある者は、公募実施権者に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知書を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓 口

参加表明書を提出した部隊等の窓口

イ 時 間

直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までとする

- (2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

## 7 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募者は、応募に当たり、本号について同意した上で応募するものとする。
  - ア 提出資料に虚偽の記載をした者は、契約相手方としない。
  - イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。
  - ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。
  - エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
  - オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。
  - カ 提出資料は、他の目的に使用しない。
  - キ 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。
  - ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。
  - ケ 契約後、直ちに立入申請書を提出できること。
- (2) 資料等の提出にあたっては、製本等、過剰な編てつは不要とする。
- (3) 調達品目の仕様に関する問合せを、最寄りの分任支出負担行為担当官に行うことができる。
- (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(記入例)

〇〇. 〇〇. 〇〇

海上自衛隊呉地方総監部経理部長 殿

(株)〇〇〇〇

代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

参 加 表 明 書

標記について、下記のとおり応募します。

記

調 達 品 目	備 考
佐伯基地分遣隊構内自動電話交換装置の借り上げ	

(注：部分的な応募等補足事項がある場合は適宜記載して下さい。)

- 添付書類： 1 資格審査結果通知書（全省庁統一資格の写し）  
2 令和〇年〇月期有価証券報告書及び監査報告書  
3 技術資料一式

調達しようとする装備品の要件

構内自動電話交換装置は、電気通信事業法及び同法に基づく政令に定める技術基準（第1種電気通信事業者の定める技術的要件を含む。）に適合し、次の各要件を満たすものとする。

- 1 接続する内線数は、アナログ電話10回線以上、デジタル電話10回線以上、IP電話56回線以上とする。
- 2 局線との接続数は、2回線以上とする。
- 3 モバイル割引サービス（0033等）を自動付加できること。
- 4 佐世保システム通信隊の構内自動電話交換装置（センタ局）と接続できること。
- 5 2台以上の夜間転送台（当直電話）と接続できること。
- 6 蓄電池容量は、3時間以上作動させることができること。
- 7 IPLTU異常時には、指定電話機と公衆網局線を直接接続（自動切替を実施）することで通信を確保すること。
- 8 ネットワーク異常時には、補助機器等に自動切替を実施することで通信を確保すること。
- 9 内線のFAX端末及びボタン電話については、アナログ内線回路（リバース機能付）に収容する事を基本とし、必要なパッケージを搭載すること。
- 10 参考機種：BL3000CTI音声交換装置neo-IPLTUII（NTT）

